

永平寺町おうちで子育て応援金について

家庭で育児する子育て世帯を対象に
おうちで子育て応援金を支給します

令和8年7月
受付開始！
県内唯一の
取り組みです



1. 対象となる方

対象 児童	<input type="checkbox"/> ① 永平寺町内に住所を有していること（住民登録があること）
	<input type="checkbox"/> ② 保育所等を利用していないこと
	<input type="checkbox"/> ③ 出生後8週間を経過した日から満2歳の誕生日までの間にあること
保護者 ・ 育児者	<input type="checkbox"/> ④ 保護者が永平寺町内に住所を有していること（住民登録があること）
	<input type="checkbox"/> ⑤ 保護者が育児休業給付金または育児休業手当金を受給していないこと
	<input type="checkbox"/> ⑥ 育児者が保護者以外の場合、育児者となる親族の承諾があること ※

※ 父母以外の育児者となる親族の範囲は、対象児童から見て、祖父母・ひい祖父母・おじ・おば等です。

上記①～⑥のすべてに当てはまる場合、対象となります。
支給を受けるには申請が必要です。裏面をご確認ください。

2. 支給額 対象児童1人あたり

出生後8週間経過後から
1歳の誕生日の属する月まで
月額 4万円

1歳の誕生日の属する月の翌月から
2歳の誕生日の属する月まで
月額 2万円

3. 支給期間	出生後8週間を経過した日以降に申請した月の翌月から、支給要件を満たさなくなった日の属する月まで
4. 支給時期	各月分を翌月末日までに、申請時に指定した口座へ振り込みます。
5. 申請	支給申請書（様式第1号）と必要書類を子育て支援課へ提出してください。

申請方法は裏面へ

申請方法・必要書類・注意事項

おうちで子育て応援金の支給を受けるには、申請が必要です。

6. 応援金の支給の流れ



7. 申請に必要な書類

◎ 全員必須

- 永平寺町おうちで子育て応援金支給申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 保護者のマイナンバー（個人番号カード）の写し
- 振込先口座の確認できるもの（口座番号、名義人が記載されている部分）
- その他、町長が必要と認める書類

◎ 育児者が保護者以外の場合

- 育児者の承諾署名（申請書の署名欄）
 - 育児者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し
 - 永平寺町の住民基本台帳で保護者と育児者の続柄が確認できない場合は戸籍謄本など
- ※申請書の様式はホームページでダウンロードまたは子育て支援課窓口で配布しています

8. ご注意ください

- ※ 支給決定後も、支給要件を満たしているか町が確認する場合があります。
- ※ 転出、保育所等の利用開始、育児休業給付金等の受給などで要件を満たさなくなった場合は、翌月分以降の支給決定が取り消されます。
- ※ ベビーシッター、一時預かり等の保育サービスを月10日以上利用した月は支給対象外です。1日の利用時間が7時間未満の場合は、1日として算入しません。
- ※ 申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更支給申請書（様式第2号）を提出してください。
- ※ 虚偽申請など不正な手段で支給を受けた場合は、返還を求めることがあります。
- ※ 税務上、雑所得として課税対象となる場合があります、確定申告等が必要となる場合があります。

➤ お問い合わせ・申請受付窓口

〒910-1192 永平寺町松岡春日1-4

永平寺町役場 子育て支援課 TEL：61-7250

ホームページ QR コード

